

## 「外国証券の取引に関する規則」の見直しについての考え方（事務局案）

平成 23 年 10 月 26 日  
日本証券業協会 自主規制 2 部

### ．口座開設手続きについて

#### 1．約款の交付について

約款の交付については、以下の（１）及び（２）の観点から、現行の交付義務を維持することとする。

- （１）約款の交付については、約款の内容を顧客に周知するという点から一定の効果があるものとする。また、債権法の議論においても約款を契約内容とするための要件（組入要件）について議論が行われており、今後、「約款の内容を知る機会をどの程度保障するか」といった点が、議論される可能性も考えられる。
- （２）また、約款については殆どの会社が約款集として他の約款と併せて顧客に交付をしていることから、外国証券取引口座を開設していない顧客についても外国証券取引口座約款を含む約款集が交付されている現状（実質的に外国証券取引口座約款の交付が行われている）に鑑みると、敢えて約款交付の規定を廃止する必要性は低いものと考ええる。

#### 2．申込書の受入れについて

申込書の受入れについては、以下の（１）及び（２）の観点から、申込書が持つ機能（①約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の顧客の同意を得ること、②その証跡を残すこと）を維持する内容の規定としつつ、その方法については「申込書の受入れ」に限定しない形の規定に改正する。

- （１）申込書の受入れについては、「約款の内容について顧客が同意し、取引口座の開設を申し込んだ」という証跡を残すという点から一定の効果があるものとする。また、債権法の議論においても約款を契約内容とするための要件（組入要件）について議論が行われており、今後、「約款を契約内容とする旨の当事者の合意の方法」といった点が、議論される可能性も考えられる。

(2) しかしながら、申込書については、約款の交付の現状とは異なり、①証券会社による申込書の受入れが行われなければ、証券取引が行われないという現状が、場合によっては顧客の取引機会の喪失に繋がりがねないという状況、②既に国内証券取引を行っているにもかかわらず、改めて外国証券取引に係る書面の提出を求めることは顧客の手続き負担が増えるといった状況が生じていることに鑑みると、申込書の受入れに係る規定について、所要の整備を図る必要性はあるものとする。

### 3. 約款の記載事項（規則第3条第3項及び第4項）について

約款の記載事項については、以下の（1）及び（2）の観点から、現行規定を維持することとする。

- (1) 「約款に基づく契約の締結」を自主規制規則で求める以上は、当該約款を構成する要件（必要契約事項）を何らかの形で明確にする必要がある。この点に関しては、「約款の記載内容（事項）についての規定は必要ない」とするメンバー会社からも、その付帯条件として、モデル（参考様式）による一定の記載内容（事項）の提示が求められている。
- (2) 必要契約事項の記載漏れがないよう担保するためには、モデルではなく、一定基準を規則に規定する必要があると考える。

## ・国内非上場の公募外国株券等の引受等について

### 一定の条件を満たす場合における「資料等の提供等」の義務の撤廃

規則第 28 条「資料等の提供等」の規定は、国内非上場の公募外国株券等（以下「POWL 銘柄」という。）について、日本の投資者が国内において「投資判断に資する情報」（以下、「投資情報」という。）を入手できる環境を整備しているものであるが、インターネット等から投資情報を入手できる場合には、以下の（１）及び（２）の観点から、協会による資料等の提供義務及び本協会による会員通知・公衆縦覧を廃止することとし、他方、インターネット等から投資情報を入手できない場合には、発行者（我が国における代理人を含む）からの情報収集、顧客への情報提供及び公衆縦覧を協会員に義務付けるものとする。

なお、本協会による公衆縦覧を廃止した場合も、本協会ホームページにおいて POWL 銘柄に関する情報を一元的に閲覧できるという利便性が保たれるよう、「POWL 銘柄の一覧表（証券コード、発行会社名、主たる上場市場が一覧になったもの）」についてはホームページへの掲載を継続することとする。（\*1）

#### （１）インターネットの普及

- ・ 本規定の制定当時（平成 6 年 2 月）、投資情報の提供は、紙媒体で行われるのが主流であり、日本の投資者が直接、海外の発行者の情報を入手できる環境になかったことから、本協会において、公募により不特定多数の者に取得されている POWL 銘柄に関する情報を縦覧に供したり、会員通知を行う意義はあった。
- ・ しかしながら、今日においては、インターネットの普及が進み、外国金融商品取引所又は発行者のホームページにアクセスすることにより、協会員、投資者ともに直接かつ容易に POWL 銘柄に関する情報を入手することが可能となっている。
- ・ また、金融庁においても、インターネットの普及を前提とした開示規制の見直しが行われており、既発行の海外発行証券について、投資者が国内においてインターネット等により発行者に関する情報を取得可能な場合には、法定開示に依らず不特定多数の者への勧誘を認めるといった対応（外国証券売出し制度の新設）が取られている。
- ・ 上記の状況及び本協会が公表する POWL 銘柄情報へのアクセス件数が僅かである状況（\*2）を踏まえると、協会員による資料等の提供及び本協会による会員通知・公衆縦覧を行う意義は薄れているものと考ええる。

(2) 公表される情報の内容

- ・ 顧客から保管の委託を受けた外国証券については、POWL 銘柄を含め、規則第 6 条において、発行者が公表した投資判断に資する重要な資料の提供等が規定されており、また、外国証券取引口座約款に基づき、所有者の地位に重要な変化を及ぼす事実、配当金等の支払い、重要な株主総会議案については顧客に通知を行うことになっている。このため、本規定が削除されたとしても、顧客への主要な情報の提供体制は維持される。
- ・ 現行、本協会ホームページで公表している POWL 銘柄に関する情報については、発行者のホームページもしくは上場外国金融商品市場のホームページにおいて、発行国の法令又は当該市場の規則に基づき公表されている情報と同じものであり、投資者としては、本協会のホームページにアクセスするか、発行者等のホームページにアクセスするかの違いしかない。
- ・ 上記の状況を踏まえると、本規定が削除されたとしても、投資者は、①規則第 6 条及び外国証券取引口座約款に基づき協会員から提供される情報、②発行者等のホームページから入手できる情報、③EDINET から入手できる法定開示情報を国内において入手することができ、現行入手できる情報と比べて、情報の量・質が損なわれることはないものとする。

(※ 1) 本協会ホームページで公表している POWL 銘柄に係る情報は、協会員が次の (イ) 又は (ロ) のとおり利用している実態があることから、本規定の改正後においても、一定の利便性が保たれるよう措置するもの。

(イ) POWL 銘柄の引受等を行った協会員以外の協会員が POWL 銘柄の委託取引等を行う場合に、顧客への情報提供ツールとして利用している場合がある。

(ロ) 金融商品取引法に基づく開示が行われている銘柄か否かを確認するためのツールとして「POWL 銘柄の一覧表」を利用している場合がある。

(※ 2) 平成 22 年度に新規募集を行った POWL 銘柄 (4 銘柄) の販売者数の合計は 37,768 名であったが、一方、平成 23 年 6 月の当該情報へのアクセス件数は、1 日あたりわずか 17 件程度となっている。

以 上